

繊維製品



糸	15	足袋	24
織物、ニット生地及びレース生地	15	帽子	25
コート	16	ハンカチ	25
セーター	16	マフラー、スカーフ及びショール	26
シャツ	17	風呂敷	26
ズボン	17	エプロン及びかっぽう着	27
水着	18	ネクタイ	27
ドレス及びホームドレス	18	羽織ひも及び帯締め	28
ブラウス	19	床敷物	28
スカート	19	毛布	29
事務服及び作業服	20	膝掛け	29
上衣	20	上掛け	30
子供用オーバーオール及びロンパース	21	布団カバー	30
下着	21	敷布	31
寝衣	22	布団	31
羽織及び着物	22	カーテン	32
靴下	23	テーブル掛け	32
手袋	23	タオル及び手拭い	33
帯	24	ベッドスプレッド、毛布カバー及び枕カバー	33



繊維の名称を示す用語

分類	繊維等の種類		指定用語 表示名		
植物繊維	綿		綿		
			コットン		
			COTTON		
	麻	亜麻	麻		
			亜麻		
			リネン		
		苧麻	麻		
			苧麻		
			ラミー		
	上記以外の植物繊維		「植物繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る）		
動物繊維	毛	羊毛	毛		
			羊毛		
			ウール		
			WOOL		
		モヘヤ	毛		
			モヘヤ		
		アルパカ	毛		
			アルパカ		
		らくだ	毛		
			らくだ		
			キャメル		
		カシミヤ	毛		
			カシミヤ		
		アンゴラ	毛		
			アンゴラ		
		その他のもの	毛		
			絹		「毛」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る）
					絹
		上記以外の動物繊維		シルク	
	SILK				
「動物繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る）					
再生繊維	ビスコース繊維	平均重合度が450以上のもの	レーヨン		
			RAYON		
		その他のもの	ポリノジック		
			レーヨン		
	銅アンモニア繊維		RAYON		
	銅アンモニア繊維		キュプラ		
	上記以外の再生繊維		「再生繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る）		

分類	繊維等の種類		指定用語 表示名
半合成繊維	アセート繊維	水酸基の92%以上が酢酸化されているもの	アセート ACETATE トリアセート
		その他のもの	アセート ACETATE
	上記以外の半合成繊維		「半合成繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る）
合成繊維	ナイロン繊維		ナイロン NYLON
	ポリエステル系合成繊維		ポリエステル POLYESTER
	ポリウレタン系合成繊維		ポリウレタン
	ポリエチレン系合成繊維		ポリエチレン
	ビニロン繊維		ビニロン
	ポリ塩化ビニリデン系合成繊維		ビニリデン
	ポリ塩化ビニル系合成繊維		ポリ塩化ビニル
	ポリアクリルニトリル系合成繊維	アクリルニトリルの質量割合が85%以上のもの	アクリル
		その他のもの	
	ポリプロピレン系合成繊維		ポリプロピレン
	ポリ乳酸繊維		ポリ乳酸
	アラミド繊維		アラミド
	上記以外の合成繊維		「合成繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る）
無機繊維	ガラス繊維		ガラス繊維
	金属繊維		金属繊維
	炭素繊維		炭素繊維
	上記以外の無機繊維		「無機繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る）
羽毛	ダウン		ダウン
	その他のもの		フェザー その他の羽毛
分類外繊維	上記各項目に掲げる繊維等以外の繊維		「分類外繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る）

備考

左欄の分類が明らかで、かつ、種類が不明である繊維については、その繊維の名称を示す用語又は商標を省略することができる。

※ 複合繊維の名称を示す場合には、「複合繊維」の用語の後に一種類以上、三種類までのポリマーの名称を示す用語等（全てのポリマーの名称が前の表の右欄に掲げる指定用語（「上記以外の植物繊維」、「上記以外の動物繊維」、「上記以外の再生繊維」、「上記以外の半合成繊維」、「上記以外の合成繊維」、「上記以外の無機繊維」又は「上記各項目に掲げる繊維等以外の繊維」に該当する指定用語を除く。）に当たる場合はその指定用語を、それ以外の場合は複合繊維の名称を示す「商標」又は「指定用語及びポリマーの名称を示す用語」）を表示する（繊維規程第6条第2項）。

繊維製品の表示について…→

混用率の表示

混用率の表示は大きく分けて次の2通りである。(繊維規程 第3条)

1) 全体表示

製品に使用されている繊維ごとの、その製品全体に対する質量割合を百分率(%)で表示する方法。

表示例	
綿 100%	羊毛 50%
〇〇××株式会社 東京都千代田区〇〇町××番地 TEL 03-9999-9999	カシミヤ 50%
	〇〇××株式会社 東京都千代田区〇〇町××番地 TEL 03-9999-9999
COTTON 50%	
ポリエステル 30%	
再生繊維(セルロース) 20%	
〇〇××株式会社 東京都千代田区〇〇町××番地 TEL 03-9999-9999	

2) 分離表示

製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について、当該部位の組成繊維である全ての繊維

の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部位の組成繊維全体に対する混用率を百分率(%)で示す数値を併記して表示する方法。

分け方に特に決まりはないが、分けた部分を分かりやすく書く必要がある(繊維製品の一部の部位に革又は合成皮革を使用している場合は、その部位を分かりやすく示し、雑貨工業品品質表示規程の内容に準じて材料の種類を示す用語を併記して表示する)。

表示例	
たて糸 綿 100%	地糸 ポリエステル 100%
よこ糸 レーヨン 100%	柄糸 レーヨン 100%
〇〇××株式会社 東京都千代田区〇〇町××番地 TEL 03-9999-9999	〇〇××株式会社 東京都千代田区〇〇町××番地 TEL 03-9999-9999
一部の部位に革又は合成皮革を使用している場合	
本体 綿 50%	身頃 綿 100%
襟 麻 50%	袖 牛革
衿 ポリエステル 100%	
〇〇××株式会社 東京都千代田区〇〇町××番地 TEL 03-9999-9999	〇〇××株式会社 東京都千代田区〇〇町××番地 TEL 03-9999-9999

革又は合成皮革の材料の種類を示す用語(※1)

材料の種類		材料の種類を示す用語 表示名
革	牛の革	牛革
	羊の革	羊革
	やぎの革	やぎ革
	鹿の革	鹿革
	豚の革	豚革
	馬の革	馬革
	前各項に掲げる以外の革	材料の種類の通称を示す用語
合成皮革(※2)		合成皮革

※1 手袋の場合は、89ページ参照。

※2 合成皮革のうち、基材に特殊不織布(ランダム三次元立体構造を有する繊維層を主とし、ポリウレタン又はそれに類する可撓性を有する高分子物質を含浸させたもの)を用いているものについては、「合成皮革」の用語に代えて「人工皮革」の用語を用いることができる。

混用率の許容範囲

混用率を表示する際の許容範囲は次の通りである。

(許容範囲とは、混用率を表示する場合に、表示しよ

うとする混用率と、正確な混用率との誤差がどの程度まで許されるかということ)(繊維規程 第9条)

混用率の許容範囲

表 示	許容範囲	特 例
100%の場合	毛……—3%以内 毛以外……—1%以内	紡毛製品・空紡糸製品—5%以内 (くず糸等を使用した紡毛製品又は空紡糸製品である旨を付記)
〇〇%以上の場合 〇〇%未満の場合	—0% +0%	
数値が5の整数倍の場合(100%を除く)	±5%以内	
上記以外の場合	±4%以内	毛又は羽毛の間(※) ±5%以内

※「毛又は羽毛の間」とは、繊維の名称を示す用語の繊維等の種類が毛である繊維(羊毛、モヘヤ、アルパカ、らくだ、カシミヤ、アンゴラ、その他のもの)又は羽毛(ダウン、その他のもの)同士の場合について示したものを。

特殊な表示

次の場合は、表示例のような特殊な表示をすることができる。(繊維規程 第5条)

1) 「○○%以上」、「○○%未満」の表示

組成繊維中、いずれか1種類の繊維の混用率が80%を超える繊維製品については、その繊維の名称を示す用語とその混用率を示す数値に「以上」と付記して併記し、その他の繊維の名称を示す用語を一括して記載し、これにそれらの繊維の混用率を合計した数値に「未満」と付記したものを表示することができる。

表示例

綿 85%以上
レーヨン } 15%未満
ナイロン }

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

麻 85%以上
ポリエステル 15%未満

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

2) 10%未満の繊維が2種類以上含まれる場合

組成繊維中、混用率が10%未満の繊維が2種類以上含まれている繊維製品については、それらの繊維の名称を示す用語を一括して記載し、これにそれらの繊維の混用率を合計した数値を併記し、その他の繊維の名称を示す用語にその繊維の混用率を示す数値をそれぞれ併記して表示することができる。

表示例

綿 35%
毛 35%
レーヨン }
ナイロン } 30%
キュブラ }
ビニロン }

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

表示例

キュブラ 80%
絹 }
レーヨン } 20%
再生繊維(セルロース) }

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

3) 列記表示

次の製品については列記表示が認められている。

- デザインの複雑さ、その製品の特質などにより百分率(%)表示が困難な特定の繊維製品(ブラジャー、靴下、手袋等、指定されているもの。(34ページ参照)ただし、その組成繊維中における繊維が2種類以上のものに限り)
 - 組成繊維中における繊維が4種類以上で、かつ、それぞれの繊維の混用率が5%以上である繊維製品。
- 列記表示の方法は次の通りである。

1. 組成繊維中の混用率の大きいものから順次繊維の名称を示す用語を列記する方法

表示例

綿
ナイロン
レーヨン

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

2. 組成繊維中の混用率の大きいものから少なくとも2つ以上の繊維の名称を示す用語を順次列記し、当該用語の次にその他のものを「その他繊維」又は「その他」として一括して記載する方法

表示例

羊毛
カシミア
その他

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

4) 裏生地の表示

裏生地を使用しているコート、ズボン、ドレス及びホームドレス、スカート、上衣並びに羽織及び着物について、その裏生地を分離し、その繊維の組成を表示する場合は、次の方法が認められている。

- 裏生地とは、表生地の裏側に表生地に対応させて、製品の裏面に現れる面に使用されている生地をいう（ズボンについては、膝及び身頃の裏生地に限り、ズボン及びスカート以外のものについては、胴、背及び袖の裏生地の面積の表生地の面積に対する割合が5%を超えるものに限る）。

1. その組成繊維中の混用率の大きいものから順次、繊維の名称を示す用語を列記する方法
2. その組成繊維中における繊維が 3 種類以上のものは、混用率の最も大きい繊維の名称を示す用語を記載し、当該用語の次にその他のものを「その他繊維」又は「その他」として一括して記載する方法

表示例

表生地 綿 100%
裏生地 ナイロン
レーヨン
〇〇×× 株式会社
東京都千代田区〇〇町 ×× 番地
TEL 03-9999-9999

表示例

表
羊毛 60%
アクリル 40%
裏
レーヨン
その他
〇〇×× 株式会社
東京都千代田区〇〇町 ×× 番地
TEL 03-9999-9999

家庭洗濯等取扱方法

家庭洗濯等取扱方法の表示は、JIS L0001（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）に規定する記号を用いて表示する。（繊維規程 第3条）

1) 記号

記号は次の5つの基本記号及び基本記号と組み合わせて用いる幾つかの付加記号で構成される。

- 〔1〕洗濯処理記号
- 〔2〕漂白処理記号
- 〔3〕乾燥処理記号（タンブル乾燥処理記号、自然乾燥処理記号）
- 〔4〕アイロン仕上げ処理記号
- 〔5〕商業クリーニング処理記号（ドライクリーニング処理記号、ウエットクリーニング処理記号）

2) 表示方法

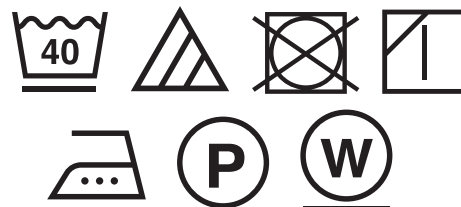
- 記号は、洗濯、漂白、タンブル乾燥、自然乾燥、アイロン仕上げ、ドライクリーニング、ウエットクリーニングの順に並べる。

なお、規定されている5個の基本記号のいずれかが記載されていないときには、その記号によって意味している全ての処理が可能とする。

例1



例2



- 記号は、直接製品に記載するか、又はラベル（縫い付けラベルなど）に記載する。

また、ラベルは、消費者が簡単に分かる箇所に見やすく、縫い目などに隠れず、かつ、しっかりと容易に取れない方法で繊維製品に取り付けなければならない。

はっ水性

「はっ（撥）水性」とは、水をはじきやすい性質を示し、これらの性質を必要とするレインコートなどの繊維製品に表示することができる。（繊維規程第2条、3条、8条、10条）

表示方法

繊維製品の表生地については JIS L1092（繊維製品の防水性試験方法）の中で規定する処理を行った上で、同規格に規定する試験を行い、規定する水準以上のはっ水度を有するときに「はっ水（水をはじきやすい）」又は「撥水（水をはじきやすい）」の用語を用いて表示することができる。（洗濯により「はっ水（撥水）」効果が失われる製品

については、その旨を付記する場合に限り「はっ水（撥水）」の表示ができる）

規定によるはっ水の表示がなされていない場合は、はっ水性を表す用語及びレインコート等、はっ水性を必要とする繊維製品である旨の用語を用いることはできない。

はっ水
（水をはじきやすい）

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

撥水
（水をはじきやすい）
水洗い後は撥水効果が
なくなります。

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

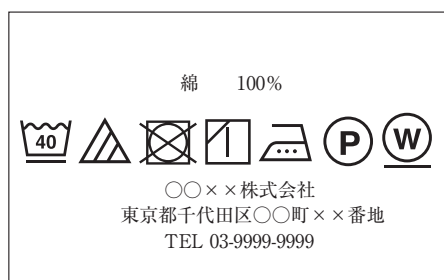
表示者名及び連絡先

表示には、表示者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記（表示事項に近接して記載）することが必要である。また、品質表示の内容（繊維の組成、家庭洗濯等取扱方法、はっ水性）を分離して表示を行う場合には、それぞれに表示者名等を

付記することが必要である。（繊維規程 第3条）

表示例

縫い付けラベルのみで表示が行われている場合



表示例

縫い付けラベルと下げ札とで表示が行われている場合
（下げ札）



＋
（縫い付けラベル）



表示方法

品質表示は、下げ札でも貼り札でもよいが、見やすい箇所に分かりやすく表示すること。

特に家庭洗濯等取扱方法については、容易に取れない方法で繊維製品に取り付けることになっており、縫い付ける方法が一般的である（ただし、製品が包

装されていて縫い付けの各種表示が容易に見えない場合は、縫い付け表示の他に包装又は包装から見える場所に表示してあることが望ましい）。（繊維規程 第3条）



繊維製品

糸

定義

- 糸の全部又は一部が綿、麻（亜麻及び苧麻に限る）、毛、絹、ビスコース繊維、銅アンモニア繊維、アセテート繊維、ナイロン繊維、ポリエステル系合成繊維、ポリウレタン系合成繊維、ガラス繊維、ポリエチレン系合成繊維、ビニロン繊維、ポリ塩化ビニリデン系合成繊維、ポリ塩化ビニル系合成繊維、ポリアクリルニトリル系合成繊維又はポリプロピレン系合成繊維であるもの。
- 織糸、ニット糸、手縫い糸（かせ糸）、カタン糸（ミシン糸）、仕付け糸等の縫い糸、手編み糸、レース、紹刺し糸等全てを含む。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を％で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。



2 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

織物、ニット生地及びレース生地

定義

糸の定義で掲げた糸を製品の全部又は一部に使用して製造した織物、ニット生地及びレース生地。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を％で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。



2 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

コート

定義

外衣の上に着用するコート類の総称。オーバーコート、トップコート、スプリングコート、レインコート、その他のコートを指す。その他のコートには、マント、和服用コート、アノラックコート等が含まれる。羽織は含まれない。

1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。
- 繊維製品の一部の部位に革又は合成皮革を使用している場合は、その部位を分かりやすく示し、雑貨工業品品質表示規程の内容に準じて材料の種類を示す用語を併記して表示する。(88ページ参照)
- 裏生地を使用している場合、表生地及び裏生地を表示する。(13ページ参照)
- 詰物を使用している場合、表生地、裏生地及び詰物(ポケット口、肘、衿等の一部に衣服の形状を整えるための副資材として使用されているものを除く)を表示する。

2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。

3 はっ水性

- レインコートや晴雨兼用コート等ははっ水性を必要とするものの場合、「はっ水(水をはじきやすい)」又は「撥水(水をはじきやすい)」の表示を行うこと。(14ページ参照)
- 「はっ水性」の表示は、レインコート等ははっ水性を必要とするコート以外の場合は必ずしも表示をする必要はない。

4 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示例

レインコート

(下げ札)

表地 ナイロン 100%
裏地 ポリエステル 100%

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

+

(下げ札)

はっ水
(水をはじきやすい)

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

(縫い付けラベル)



〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

繊維製品

セーター

定義

広義におけるセーター類であり、狭義におけるセーター(ブルオーバー:前開きをつけないでかぶって着る上衣)、ベスト、カーディガン(前開きのニット製の上衣で背丈がボレロより長いもの)、ボレロ(背丈がウエストまでのもの)等が含まれる。

1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。
- 繊維製品の一部の部位に革又は合成皮革を使用している場合は、その部位を分かりやすく示し、雑貨工業品品質表示規程の内容に準じて材料の種類を示す用語を併記して表示する。(88ページ参照)

2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。

3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

シャツ

ズボン

合成樹脂加工品

電気機械器具

雑貨工業品



繊維製品

シャツ

定義

上衣・中衣の総称。ワイシャツ、開襟シャツ、ポロシャツ、アロハシャツ、アウターシャツ、カッターシャツ、Tシャツ(組成繊維中における繊維の種類が2つ以上のもの又はなせん加工をしたものに限る)、半袖シャツ等が含まれる。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。



2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

ズボン

定義

上衣に対するものであって、政令及び府令で指定された衣料品を除く、下衣(股下から両足に分かれるものに限る)の総称であり、製品単独で外着するものを指し、腰の部分隠して見せないように着用することが前提の製品を除く。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。
- 繊維製品の一部の部位に革又は合成皮革を使用している場合は、その部位を分かりやすく示し、雑貨工業品品質表示規程の内容に準じて材料の種類を示す用語を併記して表示する。(88ページ参照)
- 裏生地を使用している場合、表生地及び裏生地を表示する。(13ページ参照)



2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

水着

定義

男性用及び女性用の水着をいう。あくまでも水に入る際に着用しているもの。パレオは水に入る際に使用しないので含まれない。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を％で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を％で示す数値を併記して表示することができる。



2 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



特殊な表示方法

- 列記表示 >>> 12ページ、34ページ参照



繊維製品

ドレス及びホームドレス

定義

上下に分かれない外衣(主として女性用のもので、通常ワンピースという。上下に分かれるものはそれぞれ上衣またはブラウス、スカートに分類される)の総称。イブニングドレス、アフタヌーンドレス、チャイナドレス等も含まれる。ドレスは外出着、ホームドレスは家庭内着をいう。ただし、和服類は含まない。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を％で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を％で示す数値を併記して表示することができる。
- 繊維製品の一部の部位に革又は合成皮革を使用している場合は、その部位を分かりやすく示し、雑貨工業品品質表示規程の内容に準じて材料の種類を示す用語を併記して表示する。(88ページ参照)
- 裏生地を使用している場合、表生地及び裏生地を表示する。(13ページ参照)



2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

ブラウス

定義

主として女性用の上衣・中衣である。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を％で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を％で示す数値を併記して表示することができる。



2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

スカート

定義

ズボン以外の下衣の総称。ジャンパースカート（ジャンパードレスともいう）、キュロットスカート、タイトスカート、巻きスカート等が含まれている。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を％で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を％で示す数値を併記して表示することができる。
- 繊維製品の一部の部位に革又は合成皮革を使用している場合は、その部位を分かりやすく示し、雑貨工業品品質表示規程の内容に準じて材料の種類を示す用語を併記して表示する。（88ページ参照）
- 裏生地を使用している場合、表生地及び裏生地を表示する。（13ページ参照）



2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

事務服及び作業服

定義

事務用又は作業用衣料品とされているもののうち、一般消費者が通常の生活の用に供する（炊事用の白衣、ガーデニング用の作業用オーバーオール等）可能性があるもの。

1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を％で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を％で示す数値を併記して表示することができる。

2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。

3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

上衣

定義

上、下に分かれた外衣（衣服）のうち、政令及び府令で指定された衣料品を除く、上半身に着用するものの総称である。背広上衣、ジャケット等のほか、ジャンパー、背広チョッキ、トレーニングウェア上衣、学生服上衣等が含まれている。

1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を％で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を％で示す数値を併記して表示することができる。
- 繊維製品の一部の部位に革又は合成皮革を使用している場合は、その部位を分かりやすく示し、雑貨工業品品質表示規程の内容に準じて材料の種類を示す用語を併記して表示する。（88ページ参照）
- 裏生地を使用している場合、表生地及び裏生地を表示する。（13ページ参照）
- 詰物を使用している場合、表生地、裏生地及び詰物（ポケット口、肘、衿等の一部に衣服の形状を整えるための副資材として使用されているものを除く）を表示する。

2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。

3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示例

詰物に羽毛及びポリエステルを使用している上衣
（下げ札）

表地	ナイロン	100%
裏地	ポリエステル	100%
詰物	ダウン	40%
	フェザー	35%
	ポリエステル	25%

〇〇×株式会社
東京都千代田区〇〇町×番地
TEL 03-9999-9999

（縫い付けラベル）



〇〇×株式会社
東京都千代田区〇〇町×番地
TEL 03-9999-9999



繊維製品

子供用
オーバーオール等下
着

合成樹脂加工品

電気機械器具

雑貨工業品



繊維製品

子供用オーバーオール及びロンパース

定義

オーバーオール、ロンパース等の子供用遊び着をいう。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。



2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

下着

定義

肌着類の総称。Tシャツ(組成繊維中における繊維の種類が1つのものに限る)、ランニングシャツ、襦袢、ステテコ、もも引、パンツ、パンティ、ショーツ、腰巻、スリッパ、ベチコート、ファンデーションガーマント(ブラジャー、コルセット、ボディスーツ等の補整着)等あらゆる下着が含まれる。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。



2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。
- ただし、組成繊維中における繊維の種類が1のもの(なせん加工を施したものを除く)及び特定織物のみを表生地に使用して製造し又は加工した和服用のものを除く。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



特殊な表示方法

- 列記表示 >>> 12ページ、34ページ参照
- ※ブラジャー、コルセットその他のファンデーションガーマント、ショーツ及びキャミソールその他の装飾下着に限る。



繊維製品

寝衣

定義

和洋型を問わず全ての寝室着が含まれる。寝巻、パジャマ、ネグリジェ、ナイトガウン、バスローブ等。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を％で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を％で示す数値を併記して表示することができる。



2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

羽織及び着物

定義

羽織には裕、単羽織のほか茶羽織等が含まれ、着物には浴衣、振り袖、留め袖等、コート類を除く全ての和服用外衣が含まれる。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を％で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を％で示す数値を併記して表示することができる。
- 裏生地を使用している場合、表生地及び裏生地を表示する。(13ページ)



2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

靴下

定義

男性用、女性用、大人用、子供用又は長さのいかんを問わずその全部又は一部が足部、脚部を覆う製品の総称であり、スカートやズボン等の下に着用するものについては、製品単独で外着するのではなく腰の部分の隠して見せないように着用することが前提の製品を指す。スポーツソックス、フットカバー、レッグウォーマー、スリッキング(和装用、運動用を含む)、タイツ、靴下足袋(足袋と靴下を併合したもの)、車足、ニット編みルームシューズ(底部の全部又は一部に合成樹脂等繊維以外のものを使用している製品を除く)その他インナーウェアとして使用されるスパッツ、レギンス等。サポーターは対象外。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすくし、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。



2 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



特殊な表示方法

- 列記表示 >>> 12ページ、34ページ参照



纖維製品

手袋

定義

ニット製、布帛製、指の有無及び長短を問わず全ての手袋をいう。作業手袋(ゴム製の場合は除かれるが、指先等特定箇所だけにゴム加工したものは含まれる)、防寒用手袋、装飾用手袋等を含む。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。
- 繊維製品の一部の部位に革又は合成皮革を使用している場合は、その部位を分かりやすく示し、雑貨工業品品質表示規程の内容に準じて材料の種類を示す用語を併記して表示する。(89ページ参照)



2 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



特殊な表示方法

- 列記表示 >>> 12ページ、34ページ参照

参 考

- 雜貨工業品質表示規程



繊維製品

帯

定義

角帯、折帯、兵古帯、腹合わせ帯、丸帯、ひとえ帯、袋帯等、各種帯の総称。軽装用に用いる結びの部分とその他の部分が分離している改良帯も含まれる。帯締め、帯あげ、腰ひも、伊達締めは含まれない。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を％で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を％で示す数値を併記して表示することができる。



2 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



特殊な表示方法

- 列記表示 >>> 12ページ、34ページ参照
※帯の刺しゅう部分に限る。



繊維製品

足袋

定義

お座敷足袋又は岡足袋と称される足袋をいう。地下足袋(ゴム底裏のもの、帆布底裏のもの)や運動足袋は含まないが、ニット足袋、足袋カバー等は含まれる。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を％で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を％で示す数値を併記して表示することができる。



2 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

帽子

定義

- 家庭用品品質表示法施行令で定める糸を表生地(帽子の頭、つば、ひさし、つば裏及びひさし裏)の全部又は一部に使用して製造したもの。
- 日常的に使用される通園通学帽子、運動帽子、スポーツ・レジャー用帽子(野球帽子、テニス帽子、ゴルフ帽子、水泳帽子等)、防暑防寒帽子、タウンハットその他これらに類する帽子をいう。一般消費者が通常生活の用に供する可能性がある状態で販売されるものであれば対象となり、特に装飾性の高い帽子、業務用として用いられる帽子、サンバイザー(業務用として用いられないものも含む)、麦わら等の天然草木、皮革、合成皮革及びフェルト製の帽子並びにゴム製の水泳帽子は対象外。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。



2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。
- なお、ラベルを縫い付けるなどJIS L0001の4・1 d)に規定する取付方法により損壊のおそれがある帽子及び両面使用の帽子にあっては、縫い付けによらず、貼付け又は下げ札によることができる。



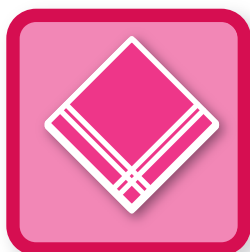
3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



特殊な表示方法

- 列記表示 >>> 12ページ、34ページ参照



繊維製品

ハンカチ

定義

主として手拭きに用いる小形の布をいう。普通に使用されている綿・麻布製ハンカチのほか、タオルハンカチ、ガーゼハンカチ、バンダナ等が含まれている。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。



2 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

マフラー、スカーフ
及びショール

風呂敷

合成樹脂加工品

電気機械器具

雑貨工業品



繊維製品

マフラー、スカーフ及びショール

定義

いわゆる首巻き（襟巻き）、肩掛けの総称で、ストール、ネックチーフ等も含まれる。なお、スカーフは主として装飾に用いるものをいう。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を％で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を％で示す数値を併記して表示することができる。



2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。
- なお、ラベルを縫い付けるなどJIS L0001の4・1 d)に規定する取付方法により損壊のおそれがある製品にあっては、縫い付けによらず、貼付け又は下げ札によることができる。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

風呂敷

定義

物を包む方形の布の総称であり、方形の弁当包みを含む。風呂敷の一部分を縫い合わせた手提げ袋、物を被うときに使用する油単、茶道で用いるふくさ、掛けふくさ等は含まれない。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を％で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を％で示す数値を併記して表示することができる。



2 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

エプロン、
かっぽう着

ネクタイ

合成樹脂加工品

電気機械器具

雑貨工業品



繊維製品

エプロン、かっぽう着

定義

炊事用、作業用衣料品の総称。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を％で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を％で示す数値を併記して表示することができる。



2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

ネクタイ

定義

男性用及び女性用のネクタイの総称をいう。クラバットと称する通常のネクタイ、蝶ネクタイ、アスコットタイ、セーラー服のネクタイなどが含まれる。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を％で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を％で示す数値を併記して表示することができる。



2 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

羽織ひも及び帯締め

定義

羽織ひもとは、羽織の胸の部分の「ち」と称される小さな輪に通して左右を結び合わせる一対のひもである。帯締めとは、結んだ女帯が解けないようにその上にしめる細いひもである。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を％で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を％で示す数値を併記して表示することができる。



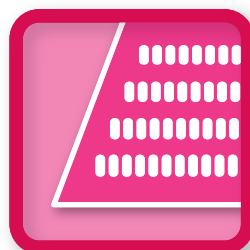
2 表示者名等の付記

- 表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記する。



特殊な表示方法

- 列記表示 >>> 12ページ、34ページ参照



繊維製品

床敷物

定義

パイルのある繊維製床敷物であって、糸や繊維により基部に厚みをもって形成された繊維表面を持つ床材をいう。ここでいうパイルとは、糸や繊維で構成された床敷物の一部分であり、カットとループがあり基部から突き出して使用面としての働きを持つもの。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を％で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を％で示す数値を併記して表示することができる。



2 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

毛布

定義

毛製毛布に限らず合成繊維製毛布、綿製毛布等のあらゆる繊維製の毛布であり、掛毛布、敷毛布、ベッド毛布等がある。膝掛け毛布(“膝掛け”に該当)、角巻等は含まれない。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。



2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

膝掛け

定義

防寒を目的とするもののほか、膝に掛けて汚れ防止又は膝を隔す等を使用されるものである。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。



2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

上掛け

定義

就寝の際に掛け布団の代わりに、又は掛け布団の下に被る夜具で、タオル製のもの。通称タオルケットと呼ばれているものである。こたつ掛けは含まれない。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を％で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を％で示す数値を併記して表示することができる。



2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

ふとん
布団カバー

定義

布団カバー類(全体を包み込むようにした袋状のもの)をいう。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を％で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を％で示す数値を併記して表示することができる。



2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

敷布

定義

敷布団又はマットレスの覆い布の総称であって、両端又は周囲等に縫製等の加工がなされている製品をいう。単に原反を敷布大に裁断したままのものは敷布ではなく生地類に含まれる。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を％で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を％で示す数値を併記して表示することができる。



2 家庭洗濯等取扱い方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

布団

定義

掛け布団、肌布団、敷布団、ベッドパッド、こたつ掛け布団、座布団及びかいまきをいう。いずれも中に綿、羊毛、羽毛等の繊維が詰められていることが必要。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を％で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を％で示す数値を併記して表示することができる。



2 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

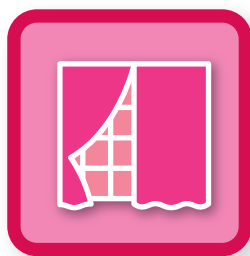


特殊な表示方法

- 列記表示 >>> 12ページ、34ページ参照
- ※布団側の表地と裏地の組成繊維が異なるときの布団側表地に限る。

表示例

布団側	表地	ナイロン 100%
	裏地	キュプラ 100%
詰物		綿 100%
○○××株式会社 東京都千代田区○○町××番地 TEL 03-9999-9999		



繊維製品

カーテン

定義

生地類を縫製等の加工により直ちにカーテンとして使用可能な状態にしたものをいい、金具がついていることを要しない。カーテン用生地として販売される場合は織物として取り扱われる。ロールスクリーン及びロールブラインドは含まれない。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を％で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を％で示す数値を併記して表示することができる。



2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

テーブル掛け

定義

テーブル(食卓、会議卓、講壇等)をすっぽり覆う目的で作られた布のことをいう。テーブルの中心にだけ置くテーブルマットは含まれない。こたつ掛けも該当しない。



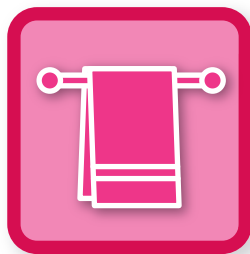
1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を％で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を％で示す数値を併記して表示することができる。



2 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

タオル及び手拭い

定義

必ずそれぞれ1枚に裁断し、染色、縫製等の加工がなされているものをいう。種類は、浴用タオル、湯上がりタオル、手拭いタオル等がある。ディッシュタオル等パイルのないものは含まれない。



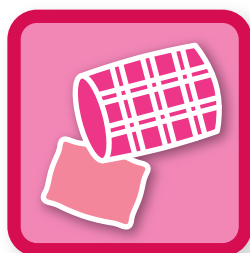
1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。



2 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

ベッドスプレッド、毛布カバー及び枕カバー

定義

主として、寝具に関係があるカバー類(全体を包み込むようにしたもの。布団カバー類を除く)をいう。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。



2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

列記表示可能な繊維製品
(繊維製品品質表示規程 第5条3項関係)

●別表第4(第5条関係)

1. レース生地及びレース生地を使用して製造し又は加工した衣料品等(手工レース製品を含む。)のレース生地を使用した部分
2. 水着
3. ブラジャー、コルセットその他のファンデーションガーマント、ショーツ及びキャミソールその他の装飾下着
4. 靴下
5. 手袋
6. 帽子
7. 羽織ひも及び帯締め
8. 布団側の表地と裏地の組成繊維が異なるときの布団側表地
9. 和紡式の糸又はくず糸、ノイル若しくは反毛を使用する紡毛式又は空紡式の糸及びこれを使用して製造した生地(以下この号及び第17号において「和紡糸等生地」という。)並びに表生地に和紡糸等生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
- 9-2. くず糸、ノイル又は反毛を原料として製造した詰物
10. ネップヤーン、スラブヤーン等の変わり糸及びこれを使用して製造した生地(以下この号及び第17号において「変わり糸生地」という。)並びに表生地に変わり糸生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
11. 起毛された織物及びニット生地(以下この号及び第17号において「起毛生地等」という。)並びに表生地に起毛生地等のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
12. 植毛された織物及びニット生地(以下この号及び第17号において「植毛加工生地等」という。)並びに表生地に植毛加工生地等のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
13. 組成繊維の一部が麻である糸(麻以外の組成繊維の全部又は一部が綿又はビスコース繊維のものに限る。)及びこれを使用して製造した生地(以下この号及び第17号において「麻混用生地」という。)並びに表生地に麻混用生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
14. オパール加工を施した生地(以下この号及び第17号において「オパール加工生地」という。)及び表生地にオパール加工生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
15. コーティング加工を施した生地、樹脂含浸加工を施した生地(合成皮革を除く。)、ボンディング加工を施した生地又はラミネート加工を施した生地(以下この号及び第17号において「コーティング等樹脂加工生地」という。)及び表生地にコーティング等樹脂加工生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
16. 組織により紋様を表した織物又はニット生地(地組織を有するものに限る。以下この号及び次号において「紋様生地」という。)及び表生地に紋様生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等の地組織以外の部分
17. 和紡糸等生地、変わり糸生地、起毛生地等、植毛加工生地等、麻混用生地、オパール加工生地、コーティング等樹脂加工生地又は紋様生地を表生地の一部に使用して製造し又は加工した衣料品等のこれらの生地を使用した部分
18. 帯の刺しゅうの部分
19. 前各号に掲げるもののほか、組成繊維中における繊維の種類が4以上であり、かつ、それぞれの繊維の混用率が5%以上である繊維製品

繊維製品

列記表示可能な繊維製品

合成樹脂加工品

電気機械器具

雑貨工業品